令和7年度長野県スクールソーシャルワーカー(フルタイム)募集要項 長野県教育委員会

いじめ、不登校、暴力行為などの課題を抱える児童生徒に対し、環境等の改善に向けて総合的な支援を行うとともに、県内のスクールソーシャルワーカーへの適切な指導・助言等を統括的に行う者を募集する。

1 募集期間

令和7年1月8日(水)から令和7年1月22日(水)まで(必着)

2 勤務地及び募集人員

勤務を担当する地域	勤 務 地	募集人員
長野県全域	<u>県教育事務所のうちいずれか</u>	1名

3 職務内容等

(1) 職務

- ①課題を抱える児童生徒が置かれている環境を改善するための支援
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム支援体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- ⑤教職員等への研修活動
- ⑥県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言
- ⑦県内の活動状況の取りまとめ、事業の方向性等についての検討
- ⑧その他、児童・生徒の課題解決を図るために県教育委員会及び勤務する教育事務所学校教育課 長が必要と認められるもの

(2)勤務形態

原則として教育事務所に勤務し、学校等の要請により学校、家庭、関係機関等への訪問・支援、 県内のスクールソーシャルワーカーへの指導・助言等を行う

(3) 勤務条件等

①任用形態: 会計年度任用職員 (フルタイム) (地方公務員法第22条の2第1項第2号)

②報酬: 県の規程により支給

・令和7年度の報酬額は月額445,800円を予定

・通勤費用相当額を支給

③勤務時間: 勤務時間(8時30分~17時15分)

休憩時間 (12 時 00 分 ~ 13 時 00 分)

④その他: 地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の義務が課せられる。義務に違反

した場合は、懲戒処分の対象となることがある。

(ア) 服務の宣誓 (イ) 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

(ウ) 信用失墜行為の禁止 (エ) 秘密を守る義務

(オ) 職務に専念する義務 (カ) 政治的行為の制限

(キ) 争議行為等の禁止

(4) 任用期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで 但し、採用後1か月(1か月の勤務日数が15日に満たない場合は15日)は条件付採用とする。

4 任用資格

有資格者(社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者)、かつ県内のスクールソーシャルワーカーに指導・助言を行うことができる経験と高度な専門性を有する者

- (注) 次の各号のいずれかに該当する者は応募できない。
- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 長野県等の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- 3 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊すること を主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 応募方法

- (1) 応募申込書の入手 (①か②のいずれか)
 - ① 長野県教育委員会ホームページからダウンロード

採用・試験・募集 > 令和7年度長野県スクールソーシャルワーカー(フルタイム)選考情報 URL: https://www.pref. nagano. lg. jp/kyoiku/kokoro/happyou/2025010802. html

② 郵送による入手

封筒に「スクールソーシャルワーカー(フルタイム)応募申込書希望」と朱書し、応募申込 書の返信用封筒(長形3号、110円切手貼付、応募者の住所・氏名・郵便番号を記載したもの) を同封し、以下の申込み先へ送付してください。

【申込み先】

〒380-8570 (専用郵便番号のため住所記載不要) 長野県教育委員会事務局 心の支援課 県スクールソーシャルワーカー担当 宛

(2) 応募書類の提出

以下のa及びbを封筒に入れ、申し込み先に送付してください。

- a 「長野県スクールソーシャルワーカー (フルタイム) 応募申込書 (写真貼付)」
- b 面接選考連絡用封筒(長形3号、110円切手貼付、応募者の住所、氏名、郵便番号を記載)
- c ハローワークの紹介状 (ハローワークを利用した場合は同封)

6 選考方法

選考内容	実施日	選考会場	合否等の通知
書類選考			
・任用資格の確認	令和7年2月上旬	長野県庁	2月末までに、文書によ
面接選考	(詳細は別途連絡)	(詳細は別途連絡)	り選考結果を本人に通知
・面接官による口頭質問等			

- ・書類選考(応募書類等による任用資格の確認)後、面接日程等を連絡します。
- ・面接選考は、20分程度の面接を予定しています。
- ・任用資格を満たしている者の中から、これまでの活動経験等の内容に基づき総合的に判断し任用予 定者を決定します。

7 特記事項

・面接選考の結果、任用予定者となった場合においても、長野県スクールソーシャルワーカー活用事業の予算措置が講じられなかった場合には任用できないことがあります。